

9月は屋外広告物美化強調月間です

屋外広告物の設置場所や大きさなどは、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」のため規制されています。

☎ 都市計画課 (☎826-1111 内線2266)

屋外広告物は許可が必要です

まちの良好な景観を創り出すため、屋外広告物の設置には、原則として許可を受ける必要があります。ただし、自家広告物(店名、営業の内容などを自分の住所や営業所などに表示する広告物)は、表示面積により許可がいらない場合があります。

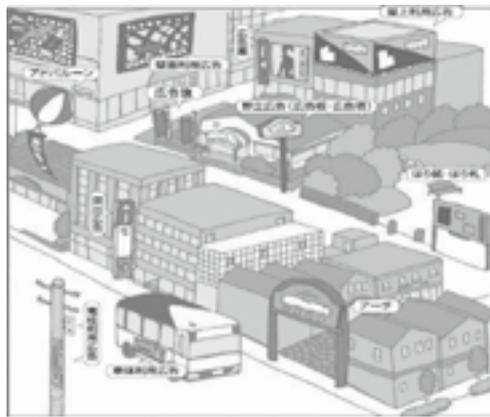
※許可手続きや許可基準など、詳しくはお問い合わせください。

違反広告物に対する措置、罰則

許可が必要にもかかわらず、無許可のまま表示したときは、違反広告物として除却命令の対象になるほか、最高で100万円の罰金が科されることがあります。また、有効期間(最長3年)が切れた屋外広告物も、違反広告物として除却命令の対象になりますので、ご注意ください。

屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などです。



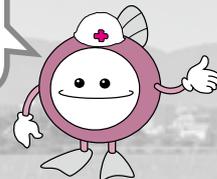
9月10日は「下水道の日」

下水道へつながろう！

快適で豊かな生活環境を作り出し、私たちの大切な霞ヶ浦の自然を取りもどすために、下水道を整備しています。下水道が整備された地域では、台所やお風呂、トイレなどの排水を下水道に直接流せるように排水設備を設置し、下水道へつないでください。

☎ 下水道課 (☎826-1111 内線2386)

下水道につながないと悪臭や霞ヶ浦の水質汚濁の原因となります。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道が整備されたら早期の接続を

台所やお風呂、洗濯などの雑排水を道路の側溝や水路などに流している家庭は、できるだけ早く下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。【下水道法第10条】

◎浄化槽も改造工事を

浄化槽を使用している家庭でも浄化槽を廃止して、下水道に直接流してください。

◎くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに

くみ取り式トイレをご使用のご家庭は、3年以内に下水道へ直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。【下水道法第11条の3】

工事費の一部を補助します

下水道が整備され、利用が可能となった日から**3年以内**に下記の工事をする方に、工事費の一部を補助します。

補助の対象となる工事／

●くみ取り便所から水洗便所に改造し、下水道に接続する工事

●浄化槽を廃止し、下水道に接続する工事

対象者／下水道事業受益者負担金、市税の滞納のない方

補助金額／接続工事費の2分の1(千円未満は切捨て)ただし、限度額は4万円。

※詳しくは、お問い合わせください。

排水設備(水洗化)工事は指定工事店で

宅内の排水設備工事は、一定の技術基準に沿って正しく行われないとつまりの原因となったり、適切な事務手続きを行わないと使用料などのトラブルが生じたりします。必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

下水道に接続すると…

- 雑排水も流せるようになり、霞ヶ浦を汚しません。
- 蚊やハエの発生を防ぎ、伝染病を予防します。
- 嫌な臭いやくみ取りの手間がなくなります。
- 浄化槽維持管理の手間や費用が不要になり、敷地を広く利用できます。

下水道に流してはいけないもの

- ティッシュペーパー、衛生用品など
- 天ぷら油、ラードなどの油類
- 高濃度の薬品類
- ガソリン、灯油、シンナーなどの可燃物

これらは、下水道管のつまりや損傷の原因となったり、下水道処理場での汚水処理に大きな負担となります。

農業集落排水事業

農業集落排水事業区域の皆さんも早期の接続をお願いします。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 農村整備課 (☎826-1111 内線7614)